

## 令和2年 第7回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年5月29日（金）午前10時  
場 所 第2庁舎2階 第2会議室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）  
金 山 正 義  
上 森 英 史  
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼教育総務課長	松 田 展 雄
学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	木 下 博 和
図書館長	菅 原 朗
学校給食課長	山 中 敦 子
スポーツ振興課長	深 田 龍
教育総務課教育企画室長	後 藤 京 一
教育総務課係長	足 立 卓 哉

議事日程 令和2年5月29日 午前10時00分開議

第1 会議録署名委員の指名

第2 前回の会議の会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 案

議案第28号 米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例について

議案第30号 米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について

議案第31号 米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則の制定について

いて

議案第32号 米子市図書館協議会委員の任命について

議案第33号 米子市社会教育委員の委嘱について

議案第34号 令和2年度一般会計補正予算（補正第4回）について（教育委員会の所管に属する部分）

開 会 午前10時00分

浦林教育長 ただいまから、令和2年第7回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

荒川委員から本日の会議を欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告を申し上げます。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に三瓶委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 はい。

浦林教育長 松田事務局長

松田事務局長 前回の会議でございますが、4月27日に開催されまして、議案第23号「米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について」から議案第25号「県費負担の教職員の懲戒処分の内申について」までの3議案をご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に日程第3 教育長の報告について、私から報告をいたします。本日は2点お話をしたいと思います。

ひとつはコロナ関連ですけれども、臨時休業を解除しまして、5月7日から学校を再開をしております。国ですとか県から色々と条件緩和の通知がございますので、そういったものを参考にしながら、あるいはゲストティーチャーの招聘など米子独自の指針等も示し、安全でありながらも学校教育の充実が図れるように少しずつ注意をしながら緩和をしております。

それから夏季休業のことにつきましては、お手元のほうに、資料をお配りしましたけども、それぞれ少しずつ短縮をして、学習時間の確保を図っております。これは遅れを取り戻すだけに留まらず、2学期以降、万が一臨時休校となるような場合があっても対応できるように。特に中学生の入試ですとか、小学校6年生が中学校に進学する際、持ち越しがないように、そのように配慮をしております。

それから議会関係等で予算等も色々お認めいただいております、マスクですとか消毒液を潤沢に各学校に配布できるようになって参りました。それから臨時休業が起きた際のICT活用の学習環境、あるいはそれを支援する支援員の配置。それから一昨日ですね、27日には専決ということですので全ての小中学校の教室に次亜塩素酸の噴霧器というものを配置できるように予算のほうを付けていただいております。いずれにしても、子どもたちが安全で学習活動が円滑にできるように、議会のほうにもお認めをいただいているところでございます。

それから2点目ですけれども、計画訪問真ただ中でございますが、色々と例年と違って教室になかなか入っていただきにくいような点もございますけども、引き続きお気付きの点があればご指摘をいただきまして、各学校の教育の充実に努めてまいりたいと思います。1学期も、もう数回ございますので、都合がございましたらよろしく願いいたします。

#### 4 議案について

浦林教育長      それでは、日程第4 議事に入ります。

議案第28号「米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

深田課長      はい。

浦林教育長 深田スポーツ振興課長。

深田課長 そうしますと議案第28号「米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

資料を見ていただきまして、5ページ目に参考資料として改正の理由等を記載しておりますので、こちらに基づいてお話ししていきます。

改正理由といたしましては、令和2年9月22日をもって市営湊山球場を廃止するため、所要の整備を行うものでございます。

改正内容といたしましては、米子市体育施設のうち湊山球場を廃止することとし、関係規定から除くということで、体育施設条例の第2条別表1、別表第2について改正するものでございます。また、改正条例の附則4項といたしまして、本市の都市公園について条例に定めております有料公園施設から、市営湊山球場を除くことといたします。

3点目として、これはちょっと規定とは関係ないんですけど、過去の番号のずれに伴う必要な整備ということで、17条について改正するものでございます。またその条例については、令和2年9月23日から施行することとしております。

その他、参考事項といたしまして、廃止の経緯についてと湊山球場の施設の概要について記載しております。

戻っていただきまして資料の1ページ目でございますが、こちらのほうに改正前と改正後ということで新旧対照表をつけてございます。その改正前のほうの太い四角で囲ってある部分と下線してある部分が改正しております。8ページ目の第2条につきましては、米子市体育施設の名称、位置ですね。こちらのほうから市営湊山球場を削除しております。その17条の(2)の部分ですね。先ほど申し上げました過去の条例の条文のずれの部分を修正しております。

はぐっていただいて2ページ目でございますが、別表第1の体育施設の使用時間と休場日の状況を掲げた表から市営湊山球場を削除してございます。またその下、別表2でございますが、体育施設の使用料の額について定めた表について、湊山球場を削除しております。

続きまして3ページ目でございますが、附則といたしまして、第1項に施工期日を、第2項に経過促進を備えておりますほか、第4項に先ほど申しました米子市都市公園条例の一部改正として、有料公園施設の中から湊山球場を削除しております。説明の概要は以上となります。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

では、質疑がないようですので採決いたします。議案第28号については原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし。)

浦林教育長 意義がないようですので、議案第28号「米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第29号「米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

木下課長 はい。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 議案第29号「米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について」、生涯学習課のほうからご説明いたします。

議案の該当ページは6ページから8ページになります。まずはじめに改正理由についてご説明いたしますので8ページの参考資料をお開きください。

その前に大変申し訳ございませんが、資料の中の道路整備事業名に誤りがございますので訂正をお願いいたします。改正理由の1行目の「米子境港計画道路事業3・4・32号三柳中央線整備事業」でございますが、正しくは「三柳」ではなく「両三柳」でございます。「三柳」の前に「両」を入れていただきます

ようお願いいたします。それからもう一か所、参考事項の2行目にもございますので、同じように「三柳」の前に「両」を入れていただきますようお願いいたします。申し訳ございません。

それでは説明させていただきます。改正理由ですが、県の道路事業実施に伴い、米子市加茂公民館兼米子市加茂地区学習等供用施設を移転新築したことにより、その位置を変更しようとするものでございます。

改正内容につきましては6ページに戻っていただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。「米子市公民館条例の一部改正（第1条関係）」として、米子市加茂公民館の位置を米子市両三柳 3,292 番地に改めることとしております。次に「米子市学習等供用施設条例の一部改正（第2条関係）」として、米子市加茂地区学習等供用施設の位置を米子市両三柳 3,292 番地に改めることとしております。この条例の施行日は、令和2年6月1日としております。

浦林教育長 はい。質疑はありませんでしょうか。

上森委員 はい。

浦林教育長 上森委員さん。

上森委員 地域の方々が本当に念願であった、道路拡張に伴うこうした新しい公民館を新設していただいたわけですけども、今回平屋になるんですね。これは今後、例えば今度は明道公民館等々の建て替えになろうかと思えますけども、平屋建てのこれがモデルになって、次もこういう形での設計だとか建物になるんでしょうか。今までどおり二階建てにすると、バリアフリー等々考えたらエレベーターもつけないといけないし。そのへんはどういう考えで今後公民館の改修等をされるか、方向性は出ておりますか。

浦林教育長 木下課長。

木下課長 はい。基本的には平屋を基準に考えたいと思っております。

ただ平屋にする場合には、既存の建物と同規模にするためには、それだけ敷地面積が必要になりますので、あくまでも「その敷地面積が確保できるならば」という条件がつくことはございませうけれども。考え方としてはできる限り平屋で作っていくように考えております。

上森委員 教育委員会としては、そういう方向で建て替え等々も含めてということでもいいんですね。それはもうどっかで発表された、それとも、方向性は委員会の中でそういうことを言われてますか。

浦林教育長 木下課長。

木下課長 今のところ、明確にどこかで意思決定したという場面はないんですけども。ただ今年度個別施設整備計画を策定することにしておりますので、その中で意思決定をしていきたいなと思っております。

上森委員 矛盾がないように、やっぱり土地との関連で平屋がどうしてもだめな場合は、2階っていうのがエレベーターをつけるとか、そういうことができるのであれば。せっかくいい建物ができたので、参考にしてもらって、次につなげるよう考えていただければなあと思っております。

浦林教育長 木下課長。

木下課長 新しい公的な施設を建てる場合には、鳥取県の施設条例がありますので、それに沿った建物を資料にしていくのはもちろん、それに沿ったものを作っていかなければならないとは考えております。

上森委員 はい、よろしく申し上げます。

浦林教育長 その他、いかがでしょうか。

金山委員 最初の図面を見せていただいてから、完成は今日見せていた

だくということでしたよね。

木下課長       はい。

金山委員       その前にちょっと、どんなふうに行っているのか。グラウンドゴルフや舗装でないところなどは当然考えてありましたよね。それを自由に貸し出し、あともう一つ、体育館の貸し出しについてどうなるのか。

浦林教育長     木下課長。

木下課長       加茂公民館につきましては、現在は加茂公民館の建物と舗装してある敷地、それから隣に多目的広場、ここが未舗装の部分になるんですが、で構成されてましたけども、今回新しく加茂公民館を整備するにあたりましては、すべての敷地を舗装して欲しいというような要望が地元のほうからございましたので、特に未舗装の多目的広場は設けずに、すべて舗装した駐車場として整備をしているところでございます。特段グラウンドゴルフができるような施設というのは、新しい公民館には設けてございません。

                  体育館については、それは地区体育館のことでしょうか。

金山委員       公民館には特に体育関係はない？

木下課長       加茂公民館については、附属施設としての体育館はございませんので。

金山委員       わかりました。

浦林教育長     その他、いかがでしょうか。

                  では、質疑が尽きたようですので採決をいたします。議案第29号については、原案の通り承認することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)



浦林教育長 異議がないようですので、議案第29号「米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第30号「米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

木下課長 教育長。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 議案第30号「米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について」、説明をいたします。議案の該当ページは9ページから11ページになります。

まずはじめに、改正理由についてご説明いたしますので11ページの参考資料をご覧ください。

すいません。こちらの資料にも1箇所誤りがございますので、訂正をお願いいたします。続けて申し訳ございません。改正内容の2の「この条例は」ですが、「この規則は」が正しいですので、「条例」を「規則」に訂正をお願いいたします。

それでは説明させていただきます。改正理由ですが、県の道路整備事業実施に伴い、米子市加茂公民館を移転新築したことにより、附属施設を廃止しようとするものです。

改正内容は、米子市公民館規則の別表に記載しております附属施設のうち、米子市加茂公民館の「多目的広場」を削除するものでございます。この規則は、令和2年6月1日から施行することにしております。先ほども申しましたけれども、この多目的広場は、実質的には主に駐車場として使用していたものでございますので、新しい公民館におきましては同等の駐車台数を確保しています。

浦林教育長 こちらも「三柳」ってなってますけど、2箇所これもでしょうか。確認をお願いします。

木下課長 はい。

浦林教育長 木下課長。

木下課長 こちらも「両三柳」の誤りですので、2箇所訂正をお願いします。申し訳ございません。

浦林教育長 では、質疑はございませんでしょうか。  
では、質疑がないようですので採決いたします。議案第30号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第30号「米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第31号「米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 木下課長。

木下課長 議案第31号「米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明をいたします。議案の該当ページは12ページから14ページになります。

改正理由についてご説明いたしますので、14ページの参考資料をご覧ください。改正理由につきましては、米子市加茂公民館を移転新築したことに伴い、関係規則の一部について所要の整備を行うものであります。

改正内容ですが、「米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則」の別表に掲げる規定のうち、加茂公民館の照明の種類を蛍光灯から発光ダイオードに、会場面積を134㎡から124㎡に、それぞれ改正するものでございます。

ちなみに発光ダイオードですが、これはいわゆるLED照明のことです。この規則は、令和2年6月1日から施行することとしております。

金山委員 改正理由のところも「両」が抜けている。

木下課長 ご指摘のとおりでございます。訂正をお願いします。

浦林教育長 では、質疑はありませんでしょうか。  
質疑がないようですので採決いたします。議案第31号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第31号「米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第32号「米子市図書館協議会委員の任命について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

菅原館長 教育長。

浦林教育長 菅原図書館長。

菅原館長 議案第32号「米子市図書館協議会委員の任命について」でございますが、委員の交代に伴いまして、図書館法第15条の規定により、新たに委員を任命しようとするものでございます。  
委員でございますが、校長会からの推薦を受けた委員の方が春の人事異動に伴い交代になりまして、小学校からは福米西小学校の井口恵美子校長を、中学校からは新たに加茂中学校の小谷齊校長を任命しようとするものでございます。委員の任期につきましては、前任者の残任期間であります令和3年10月3

1日までとしております。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。  
質疑がないようですので採決いたします。議案第32号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第32号「米子市図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第33号「米子市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 議案第33号「米子市社会教育委員の委嘱について」、説明をいたします。議案16ページをご覧ください。

このたび、社会教育委員のうち米子市小学校長会所属の委員から辞職願いが提出され、新たに小学校長会から委員の推薦があったため、社会教育委員として委嘱しようとするものでございます。前任は和田小学校の内田校長でしたが、このたび成実小学校の森本校長を委員として推薦がございましたので、委員として委嘱しようとするものでございます。委員の任期は前任者の残任期間とし、令和2年5月30日から令和4年3月31日までといたします。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。  
では、質疑がないようですので採決いたします。議案第33号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第33号「米子市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次の議案に移ります前にお諮りしたいと思います。議案第34号「令和2年度一般会計補正予算（補正第4回）について（教育委員会の所管に属する部分）」は、市としての公表は6月4日を予定しておりますので、本議案の審議を非公開とすることを提案したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

浦林教育長 では意義がないようですので、議案第34号は非公開といたします。

浦林教育長 それでは次に、議案第34号「令和2年度一般会計補正予算（補正第4回）について（教育委員会の所管に属する部分）」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

後藤室長 はい。

浦林教育長 後藤室長。

後藤室長 議案第34号「令和2年度一般会計補正予算（補正第4回）について」ご説明いたします。このたびの補正予算は、6月11日に開会されます米子市議会定例会に上程を予定しているもので、いわゆる6月補正でございます。

17ページ一番下の合計欄をご覧くださいますと、このたびの教育委員会所管の補正予算額といたしましては、237万円計上しており、補正後の予算額を34億4,706万円としております。

次にページをめくっていただきまして、議案書の18ページをご覧ください。事業の概要を記載しております。生涯学習課の表でございます。公民館運営費といたしまして237万円を増額しております。これは公民館施設内の新型コロナウイルス感染症対策を追加するもので、非接触型体温計及び公民館の消毒

用消耗品を購入するものと、窓換気のため網戸設置がない公民館の工事費を計上しております。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

金山委員 キッチンペーパーでどのようにするの。

浦林教育長 木下課長。

木下課長 これは、配備しております消毒液が次亜塩素酸水でして、アルコールと違いまして、吹きかけたあとに拭き取りが必要な消毒液になりますので、拭き取り用ということで余分に配備しております。

金山委員 わかりました。

浦林教育長 その他はいかがでしょうか。  
では、意義がないようですので採決いたします。議案第34号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第34号「令和2年度一般会計補正予算（補正第4回）について（教育委員会の所管に属する部分）」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 本日の議事はすべて終了しました。以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会 10時28分